

令和4年度第1回広島県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 令和4年7月26日(火) 15時00分から15時50分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館2階 第1会議室

- 3 出席委員 福岡会長 米川委員 太田委員 加藤委員 喜田委員
龍永委員 田中委員 田原委員 原田委員 吉川委員
(委員10名出席)

4 議 題

(1) 認可事項

- ア 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について
- イ 広島工業大学高等学校の学科の廃止及び収容定員に係る学則変更について
- ウ 広島国際学院高等学校の学科の廃止について
- エ 安田小学校の収容定員に係る学則変更について
- オ 広陵幼稚園の廃止について
- カ みのり幼稚園の廃止について
- キ 学校法人誓光学園の解散について
- ク 学校法人広島県東部美容学園の設立に伴う寄附行為の認可について
- ケ 広島県東部美容専門学校を設置者の変更について

- 5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL082(513)4496(ダイヤル)

6 会議の内容

(1) 開会

委員総数10名中10名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

(2) 認可事項

- ア 並木学院高等学校の広域通信課程に係る学則変更について
 - (ア) 申請内容
面接指導等実施施設の追加、生徒納付金の改定、高等学校通信教育規程の改正に伴う改正を行う。
 - (イ) 質疑内容・意見
特になし
 - (ウ) 結論
適当と認める。

イ 広島工業大学高等学校の学科の廃止及び収容定員に係る学則変更について

(ア) 申請内容

理工科の廃止及び収容定員を増加する。

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

ウ 広島国際学院高等学校の学科の廃止について

(ア) 申請内容

総合学科を廃止する。

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

エ 安田小学校の収容定員に係る学則変更について

(ア) 申請内容

小学校の収容定員を増加する。

(イ) 現地調査報告

県の担当者の方と一緒に、7月14日に、安田小学校の新校舎、まだ、建設中であつたが、現地調査を行った。

まず、最初に、会議室で、新校舎の概要について、説明を受けた。

その後、1階から4階まで確認を行った。校舎の1階から4階までの吹き抜けに驚いた。その吹き抜けの周りに、教室や廊下が配置されており、全体的に開放感のある校舎になっていた。さらに、驚いたのは、1階から2階に正面から上っていく大きな階段があり、この階段、非常に幅が広く、そこで、一クラスが記念撮影ができるくらいの大きさの階段が設置されていた。もちろん、装飾もきれいであつた。

3階、4階の体育館や理科室など特別教室を確認したが、体育館には普通ステージがあるものだが、安田小学校の場合、別に講堂を準備されているので、ステージはいらないということで、運動専用の体育館であつた。

4階の音楽室は、完全に防音されており、個人レッスン室も多くあり、とても充実した設備になっていた。

また、トイレが各階でデザイン、色が異なるとともに、とても清潔感があるものであつた。

施設は大学並みであつた。

(ウ) 質疑内容・意見

特になし

(エ) 結論

適当と認める。

エ 広陵幼稚園の廃止について

- (ア) 申請内容
幼稚園を廃止する。
- (イ) 質疑内容・意見
特になし
- (ウ) 結論
適当と認める。

以下、一括審議。

オ みのり幼稚園の廃止について

カ 学校法人誓光学園の解散について

- (ア) 申請内容
幼稚園を廃止する。
学校法人を解散する。
- (イ) 質疑内容・意見
 - ・幼稚園が廃止になるまでの準備期間、多くの場合、在園児が全員、卒園するのを待って、2、3年のスパンをもって廃止すると思うが、今回はすぐに廃止している。在園していた年中や年少児は、どうなっているのか。
 - (事務局)みのり幼稚園には、令和4年3月時点で、15名の在園児がおり、そのうち14名は、施設設備等を引き継いだ、認定こども園「落走保育園」に移籍されている。残りの1名は、保護者の都合により他県の幼稚園に転園されている。
 - ・落走保育園は、幼保連携型認定こども園であろうか。それとも、保育所型認定こども園であろうか。保護者の方が、納得されているのであればよいのであるが、幼稚園教育を希望されていた保護者の方が、法人の都合によって、保育園に通わせるようになるというのは、ということがあり質問した。
 - (事務局)みのり幼稚園では、令和2年2月に保護者への説明会を開催し、令和4年3月末で園を廃止することを報告され、その後、落走保育園が認定こども園になり、園児を受け入れることを報告されている。
- (ウ) 結論
適当と認める。

以下、一括審議。

キ 学校法人広島県東部美容学園の設立に伴う寄附行為の認可について

ク 広島県東部美容専門学校の設置者の変更について

- (ア) 申請内容
学校法人の設立に伴う寄附行為の認可を行う。
専門学校の設置者の変更を行う。
- (イ) 質疑内容・意見
特になし
- (ウ) 結論
適当と認める。

以上